



2025年12月5日(金)

# 小栗キャップのNews Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野1-47-1 名古屋国際センタービル17F

TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町6-11-1 協和第二ビル3・4階

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: [info@str-tax.jp](mailto:info@str-tax.jp) <http://www.str-tax.jp>

## 令和7年11月20日施行 通勤手当の非課税限度額改正

### マイカー通勤者向けの改正

通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当については、通勤距離によって課税されない金額の上限が決まっており、それを超えた部分は給与として所得税等が課税される仕組みになっています。

所得税法施行令の一部改正が11月20日に施行され、令和7年4月1日以後に支払われるべきマイカー・自転車通勤者の通勤手当について、1か月当たりの非課税限度額が引き上げられました

### 改正後の1か月当たりの非課税限度額

通勤距離	改正後の 非課税限度額
片道 55km 以上	38,700円(31,600円)
45km～55km 未満	32,300円(28,000円)
35km～45km 未満	25,900円(24,400円)
25km～35km 未満	19,700円(18,700円)
15km～25km 未満	13,500円(12,900円)
10km～15km 未満	7,300円(7,100円)
2km～10km 未満	4,200円
2km 未満	全額課税

※カッコ内は改正前の限度額

### 他の通勤手段のおさらい

交通機関または有料道路を利用している人に支給する通勤手当については、1か月当たりの合理的な運賃等の額で、最高限度150,000円までが非課税です。

また、交通機関を利用している人で、通勤用定期乗車券を支給している場合も、1か月当たりの合理的な運賃等の額で、最高限度150,000円までが非課税です。

交通機関または有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券は、1か月当たりの合理的な運賃等の額プラス通勤距離によって定められている額で、最高限度150,000円までとなっています。

### 遡及適用なので年末調整に影響も

令和7年4月以後に支払われた通勤手当が対象になるので、マイカー通勤の方で、改正前限度額より多く通勤費をもらっていた方については、年末調整で対応が必要になる場合があります。



基礎控除等の改正で  
ただでさえ年末調整  
が複雑なのに、大変  
だなあ……